

## 第一〇四回

### 参第三号

公衆浴場法の一部を改正する法律（案）

公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 営業者は、浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供し、又は異性の客に接触する役務を提供する者に当該役務の提供のために当該個室を使用させてはならない。

第六条第一項中「条件」の下に「若しくは第三条の二の規定」を加える。

第七条第一項中「附した」を「付した」に改め、「第三条第一項」の下に「若しくは第三条の二」を加える。

第八条中「一万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第二条第一項」の下に「又は第三条の二」を加える。

第九条中「二千元」を「十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に適法に営んでいる改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第四項第一号の営業（その施設が改正前の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条の規定又は同法第四十九条の規定に基づく条例の規定に適合しているものに限る。）及び公衆浴場法第一条第二項に規定する浴場業の施設として個室を設け、異性の客に接触する役務を提供する者に当該個室を使用させる営業については、この法律の施行の際現に設けられている個室によるもの限り、この法律の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる営業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第二十八条第四項中「第二条第四項第三号」を「第二条第四項第二号」に改める。

第三十条第三項中「第二条第四項第四号及び第五号」を「第二条第四項第三号及び第四号」に改め、「浴場業営業（公衆浴場法第二条第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十五条中「第二条第四項第二号」を「第二条第四項第一号」に改める。

第四十二条中「浴場業営業、」を削る。

（建築基準法の一部改正）

5 建築基準法の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一 耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物」を「別表第一 耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物（第六条、第二十七条、第二十八条、第三十五条 - 第三十五条の三、第九十条の三関係）」に改める。

別表第二中「別表第二 用途地域内の建築物の制限」を「別表第二 用途地域内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条、第八十八条関係）」に改め、同表（い）項第七号中「（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第四項第一号に該当する営業（以下この表において「個室付浴場業」という。）に係るものを除く。）」を削り、同表（ろ）項第一号中「及び（に）項第二号から第四号まで」を「並びに（に）項第二号及び第三号」に改め、同表（に）項第四号を削り、同表（と）項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

別表第三中「別表第三 日影による中高層の建築物の制限」を「別表第三 日影による中高層の建築物の制限（第五十六条、第五十六条の二関係）」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

6 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第十七号中「、公衆浴場」を削り、同条第二十八号中「旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）」の下に「、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）」を加える。

第六条第十七号中「旅館業法」の下に「及び公衆浴場法」を加える。

## 理 由

浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業に対する現行の規制が善良な風俗を維持するためには不十分であることにかんがみ、当該営業を禁止し、併せて、浴場業の施設として個室を設け、異性の客に接触する役務を提供する者に当該役務の提供のために当該個室を使用させてはならないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。